不正競争防止法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○弁理士法(平成十二年法律第四十九号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○関税法(昭和二十九年法律第六十一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(新旧対照条文一覧)
•	•	•	
•			
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•		
22	21	1	

ー〜九 (略) いう。 第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものを(定義)	第一章 総則	日次 日次 日次 日次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 差止請求、損害賠償等(第三条—第十五条) 第五章 置際約束に基づく禁止行為(第十六条—第十十条) 第九章 提上請求、損害賠償等(第三条—第二十一条) 7	下 定竞争方 上去 改 正 案
ー〜九 (略) いう。 第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものを(定義)	第一章 総則	日次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 差止請求、損害賠償等(第三条—第十五条) 第二章 離則(第十九条・第二十条) 第五章 罰則(第二十一条・第二十二条) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	7. 正竞争方上长 7. 一

+限る。 受けた時に当該物が不正使用行為により生じた物であること 線を通じて提供する行為 という。 密のうち、 のために展示し、 を知らず、 は引渡しのために展示し 使用する行為に限る。以下この号において「不正使用行為」 第四号から前号までに掲げる行為 が当該物を譲渡し、 により生じた物を譲渡し、 かつ、 技術上の情報であるものをいう。 知らないことにつき重大な過失がない者に 輸出し、 (当該物を譲り受けた者 輸出し、 引き渡し 又は電気通信回線を通じ 輸入し、 (技術上の秘密 引き渡し、 譲渡若しくは引渡し 以下同じ。 又は電気通信回 譲渡若しく (その譲り (営業秘)を

(新設)

(略)

て提供する行為を除く。

差止請求、 損害賠償等

(損害の額の推定等)

第五条 第二条第一項第一号から第十号まで又は第十六号に掲げ いて、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときはしその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合にお る不正競争 益を侵害された者(以下この項において「被侵害者」という。 は、技術上の秘密に関するものに限る。)によって営業上の利)が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対 う。)に、 その譲渡した物の数量 (同項第四号から第九号までに掲げるものにあって 被侵害者がその侵害の行為がなければ販売するこ (以下この項において「譲渡数量」と

2 5 10 十 ~ 十 五 略

差止請求、 損害賠償等

第五条 第二条第一項第一号から第九号まで又は第十五号に掲げ しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合にお)が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対 益を侵害された者(以下この項において「被侵害者」という。 は、 る不正競争(同項第四号から第九号までに掲げるものにあって いものをいう。)に関するものに限る。)によって営業上の利 事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていな (損害の額の推定等) 技術上の秘密(秘密として管理されている生産方法その他 その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは

は、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとするは、当該事情に相当する工とができないとする事情があるとき額を超えない限度において、被侵害者が受けた損害の額とする被侵害者の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じたとができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、とができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、

2 (略

- 害に係る商品等表示の使用 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵
- 品の形態の使用 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商
- 第二条第二項第一任人に掲げってに使せ、注意を表に続っ|| 該侵害に係る営業秘密の使用 | 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 | 当
- ドメイン名の使用四年の第二条第一項第十三号に掲げる不正競争の当該侵害に係る
- 商標の使用
 五 第二条第一項第十六号に掲げる不正競争 当該侵害に係る

ことができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数額を超えない限度において、被侵害者が受けた損害の額とするを超えない限度において、被侵害者が受けた損害の額とするとができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額をとができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、とができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、とができた物の単位数量当との侵害の行為がなければ販売することができた物の難値した物の数量(以下この項において「譲渡数量」と、その譲渡した物の数量(以下この項において「譲渡数量」と、

2 (略)

た損害の額としてその賠償を請求することができる。に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けの各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害された者は、故に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害された者は、故

- 害に係る商品等表示の使用 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵
- 該侵害に係る営業秘密の使用 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当
- ドメイン名の使用四年の第二条第一項第十二号に掲げる不正競争を当該侵害に係る
- 商標の使用
 五 第二条第一項第十五号に掲げる不正競争 当該侵害に係る

4

略

為等の推定) (技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行

第五条の二 技術上の秘密 (生産方法その他政令で定める情報に

係るもの 項第四号、 に限る。 第五号又は第八号に規定する行為 以下この条において同じ。 (営業秘密を て第1 一条

取得する行為に限る。 た者が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産 があった場合において、 その行為をし

その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令 で定める行為 (以下この条において 「生産等」という。 をし

秘密を使用する行為に限る。 たときは、 その者は、 それぞれ当該各号に規定する行為 として生産等をしたもの と推定 (営業

消滅時効

する。

第十五条 のうち、 事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないとき の利益を侵害され、 者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上 による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う 第二条第一 営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定 又は侵害されるおそれがある保有者がその 項第四号から第九号までに掲げる不正競争

第四 章 雑則 経過したときも、

同様とする。

時効によって消滅する。

その行為の開始の時から二十年を

4

(略

消滅時効

第十五条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 は、 過したときも、 事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないとき 者がその行為を継続する場合において、 のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一 の利益を侵害され、 による侵害の停止又は予防を請求する権利は、 時効によって消滅する。 同様とする。 、又は侵害されるおそれがある保有者がその その行為の開始 その行為により営業上 の時から十年を経 その行為を行う 項の規定

第四 章 雑則

(適用除外等)

、適用しない。 げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為についてはに係る部分を除く。)及び第二十二条の規定は、次の各号に掲紀十九条(第三条から第十五条まで、第二十一条(第二項第七号

営業について慣用されている商品等表示(以下「普通名称等 げる不正競争 いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為 に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用 通信回線を通じて提供する行為 くは引渡しのために展示し、 は表示をし、 たものを除く。)若しくは同一若しくは類似の商品若しくは 又は材料とする物の原産地の名称であって、 と総称する。)を普通に用いられる方法で使用し、 若しくは表示をした商品を譲渡し、 項第一号、 又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用 商品若しくは営業の普通名称 第二号、 輸出し、 (同項第十四号及び第十六号 第十四号及び第十六号に掲 輸入し、若しくは電気 引き渡し、譲渡若し 普通名称となっ (ぶどうを原料 若しく

た商品を譲渡し、 に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同 でなく使用し、 第二条第一項第一号、第二号及び第十六号に掲げる不正競 自己の氏名を不正の目的 輸出し、 (同号に掲げる不正競争の場合にあっては、 輸入し、 引き渡し、 又は自己の氏名を不正の目的でなく使用し 若しくは電気通信回線を通じて提供 譲渡若しくは引渡しのために展 (不正 一の利益を得る目的、 自己の ľ 他人

適用除外等)

を含む。) に掲げる不正競争の場合にあっては、 通信回線を通じて提供する行為(同項第十三号及び第十五号 くは引渡しのために展示し、輸出し、 し、若しくは表示をした商品を譲渡し、 は表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用 」と総称する。)を普通に用いられる方法で使用し、 営業について慣用されている商品等表示(以下「普通名称等 たものを除く。)若しくは同一若しくは類似の商品若しくは 又は材料とする物の原産地の名称であって、 げる不正競争 いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為 第二条第一項第一号、 商品若しくは営業の普通名称 第二号、 第十三号及び 普通名称等を普通に用 輸入し、 引き渡し、 普通名称となっ (ぶどうを原料 若しくは電 第十五号に 譲渡若し 若しく

争 する行為 た商品を譲渡し、 に損害を加える目的その)でなく使用し、 し、輸出し、 第二条第一項第一号、 自己の氏名を不正の目的 (同号に掲げる不正競争の場合にあ 輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供 引き渡し、 又は自己の氏名を不正の目的でなく使用 第二号及び第十五号に掲げる不正 他の不正の目的をいう。 譲渡若しくは引渡しのために展 (不正の利益を得る目的、 いっては、 以下同じ。 他

氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む

三~六 (略)

を通じて提供する行為 引渡しのために展示し する行為により生じた物を譲渡し、 より同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用 第二条第一項第十号に掲げる不正競争 輸出し、 輸入し、 引き渡し 第十五条の規定に 又は電気通信回線 譲渡若しくは

渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出 るプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲 術的制限手段の試験又は研究のために用いられる同項第十一 号及び第十二号に規定する装置若しくはこれらの号に規定す 通じて提供する行為 し、若しくは輸入し、 第二条第一項第十一号及び第十二号に掲げる不正競争 又は当該プログラムを電気通信回線を 技

2 略

(政令等への委任)

第十九条の二 この法律に定めるもののほか、 分との手続の調整について必要な事項で、 滞納処分に関するも 没収保全と滞納処

のは、 政令で定める。

2 について必要な事項(前項に規定する事項を除く。 び追徴保全に関する手続並びに第九章に規定する国際共助手続 者の参加及び裁判に関する手続、 裁判所規則で定める。 この法律に定めるもののほか、 第三十二条の規定による第三 第八章に規定する没収保全及)は、

氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む

三~六

七 輸出し、若しくは輸入し、 を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、 的制限手段の試験又は研究のために用いられる第二条第一項 線を通じて提供する行為 定するプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器 第十号及び第十一号に規定する装置若しくはこれらの号に規 第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる不正競争 又は当該プログラムを電気通信

2

(略

(新設)

- 6 -

第二十条 (略

第五 章 罰則

第一 役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 う。)その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この 条において同じ。 百二十八号) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第 侵害行為 目的で、 脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。) 又は管理 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える 詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲 (財物の窃取、 第二条第四項に規定する不正アクセス行為をい)により、 施設への侵入、不正アクセス行為 営業秘密を取得した者

的で、 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、 使用し、 又は開示した者

業秘密の管理に係る任務に背き、 得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、 でその営業秘密を領得した者 営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を 次のいずれかに掲げる方法 その営

(略

管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法に 営業秘密を保有者から示された者であって、その営業秘密

第二十条 (略

第五 罰 則

第二十一条 役若しくは千万円以下の罰金に処し、 条において同じ。)により、営業秘密を取得した者 う。)その他の保有者の管理を害する行為をいう。 百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をい 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第 侵害行為 目的で、 脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。) 又は管理 不正の利益を得る目的で、 詐欺等行為(人を欺き、 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以 (財物の窃取、 施設への侵入、 又はその保有者に損害を加える 人に暴行を加え、 又はこれを併科する。 不正アクセス行為 以下こ 又は人を 下の

的で、使用し、又は開示した者 得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目 営業秘密を保有者から示された者であって、 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、 不正の 利益

業秘密の管理に係る任務に背き、

次のいずれかに掲げる方法

その営

でその営業秘密を領得した者

几 の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法に 営業秘密を保有者から示された者であって、 その営業秘

任務に背き、使用し、又は開示した者の保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係るより領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はそ

) 業秘密を使用し、又は開示した者(前号に掲げる者を除く。 える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営 える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営 らに準ずる者をいう。次号において同じ。)又は従業者であ 執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれ 土 営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、

四号に掲げる者を除く。)
四号に掲げる者を除く。)
四号に掲げる者を除く。)
四号に掲げる者を除く。)
四号に掲げる者を除く。)

用し、又は開示した者当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使第二号及び前三号の罪に当たる開示に係る部分に限る。)に目的で、第二号若しくは前三号の罪又は第三項第二号の罪(七 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える

示に係る部分に限る。)に当たる開示が介在したことを知っ第二号の罪(第二号及び第四号から前号までの罪に当たる開目的で、第二号若しくは第四号から前号までの罪又は第三項不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える

任務に背き、使用し、又は開示した者の保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係るより領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はそ

五.

) 業秘密を使用し、又は開示した者(前号に掲げる者を除く。 える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営 って、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加 らに準ずる者をいう。次号において同じ。)又は従業者であ 執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれ 営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、

四号に掲げる者を除く。)
四号に掲げる者を除く。)
四号に掲げる者を除く。)
四号に掲げる者を除く。)
四号に掲げる者を除く。)
四号に掲げる者を除く。)

密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者目的で、第二号又は前三号の罪に当たる開示によって営業秘七「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える」

(新設)

て営業秘密を取得して、 その営業秘密を使用し、 又は開示し

該物を譲渡し、 為により生じた物であることの情を知らないで譲り受け、当 又は電気通信回線を通じて提供した者(当該物が違法使用行 目的で、 違法使用行為」という。 る行為に限る。 又は第三項第三号の罪に当たる行為 不正の利益を得る目的で、 輸出し、 譲渡若しくは引渡しのために展示し、 自己又は他人の第二号若しくは第四号から前号まで 輸入し、 以下この号及び次条第 引き渡し、 又は電気通信回線を通じて提供した者 により生じた物を譲渡し、 譲渡若しくは引渡しのために展示 又はその保有者に損害を加える (技術上の秘密を使用す 項第二号において 輸出し、 引き渡

2 は五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 げる不正競争を行った者 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しく 不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第十四号に掲

二·三 (略)

は第十二号に掲げる不正競争を行った者 いている者に損害を加える目的で、第二条第一項第十一号又 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用

五~七 (略)

3 は三千万円以下の罰金に処し、 次の各号のいずれかに該当する者は、 日本国外において使用する目的で、 又はこれを併科する。 第一項第一号又は第三

号の罪を犯した者

2 は五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しく 一不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第十三号に げる不正競争を行った者

二·三 (略)

第十 いている者に損害を加える目的で、第二条第 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用 一号に掲げる不正競争を行った者 一項第十号又は

五~七

(新設

11 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平定の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産をの対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産をして得た財産の果実として得た財産、同号に掲げる財産の果実として得た財産、同号に掲げる財産の果実として得た財産、同号に掲げる財産が関係を対象の関係を対象として、対象の関係に対象の関係を対象のとなりのとなりを対象のとなりのとないとなりのとなりのとなりとなりのは関係を対象のとなりのとないとなりのとなりのとなりのとなりとな	10 次に掲げる財産は、これを没収することができる。	本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国 一年国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国 一時のできない。 「第一項各号(第九号を除く。)、第三項第一号若しくは第二 できない。 「第二項第六号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することが	に係る部分を除く。)、第二号及び第三号の罪の未遂は、罰する。	方 相
(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	NT: LL	(新設)	

12 条中 当でないと認められるときは、 は当該財産の性質 ついて準用する。 の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相 第十項各号に掲げる財産を没収することができな 第十四条及び第十五条の規定は、 止 「前条第 法第二 年法 7 第百三十六号。 項各号又は第四項各号」とあるのは、 この場合において、 条第十項各号」と読み替えるものとする。 その使用の状況 以下 その価額を犯人から追徴するこ 組 織的 当該財産に関する犯人以 組織的犯罪処罰法第十四 前項の規定による没収に 犯罪処罰 法 いとき、 不正 又 競

(新設)

本条の罰金刑を科する。
本条の罰金刑を科する。
おける規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人 第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人 第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人 第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人 第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人 第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人 第二十二条 法人の代表者

とができる。

限る。 分に限る。 び第八号に係る部分に限る。 前条第 前条第三項第一号 (同条第 第二号 (同条第 に係る部分に限る。 号、 項第 (同条第一 若しくは第三号 項第 第七号及び第八号に係る部分に限る。 号、 項第二号、 号に係る部分に限る。 (同条第 項第二号、第七号及び第八号に係る部 第二号、 第七号及び第八号に係る部分に (同条第 第七号、第八号若しくは第九 又は第四 項第一号に係る部分に限る。 十億円以下の罰金刑 項 項第二号、 (同条第三項第 第 号 第七号及 (同条 及び

億円以下の罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三第一号、第二号若しくは第七号又は第二項に掲げる規定の違反第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

新設

(新設

同項第四号から第六号まで又は同条第三項第三号

第九号 使用行為」という。 る違法使用行為 第四 係る部分に限る。 項 第四 、特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く。 (同条第 号から第六号までに係る部分に限る。 (以下この号及び第三項において 項第 をした者が該当する場合を除く。 号、 五億円以 第 号、 下の罰金刑 第七号、 第八号及び 「特定違法 0 罪 に係 又

三 前条第二項 三億円以下の罰金刑

者に対しても効力を生ずるものとする。
も効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為
六号の罪に係る同条第五項の告訴は、その法人又は人に対して
2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項第 2

3

三号 用行為をした者が該当する場合を除く。 刑を科する場合における時効の期間は、 八号に係る部分に限る。 る部分に限る。 合を除く。 号 項第 号若しくは第九号 ての時効の 第七号及び第八号に係る部分に限る。) に係る部分に限る。 項第 (同条第 同 項の規定により前条第一項第一号、 条第 期間による。 第 項第一 項第 第 第七号及び第八号に係る部分に限る。 号、 項 第 号、 第七号、 (特定違 号に係る部分に限る。 号)若しくは第三号 第三項第一号 の違反行為につき法人又は人に罰金 第七号及び第八号に係る部分に限る 同条第 法使用行為をした者が該当する場 第八号及び第九号 項第二号、 (同条第 これらの規定の罪に 並びに同条第三項第 又は第四項 第二号、 (同条第一項第二号 項第一 第 第七号及び第 (特定違法使 第七号、 一号 (同条第 号に係 及び第 (同 条 第

(新設)

ずるものとする。

人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生三項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法三項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法前等、第二号及び第七号並びに第二項第六号の罪に係る同条第一項第前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第

期間による。合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の号又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場等)項の規定により前条第一項第一号、第二号若しくは第七

3

刑事訴訟手続 の特例

営業秘密の秘匿決定等

第二十三条 項の罪又は前条第一項 にしない旨の決定をすることができる。 るときは、 出があるときは、 ることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申 事件に係る営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させ 法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、 扱う場合において、 その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らか 裁判所は、 被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認め 当該事件の被害者若しくは当該被害者の次(第三号を除く。)の罪に係る事件を取 第二十一条第一 項 第三項若しくは第四 当該

2 5 略

第七 章 没収に関する手続等の

特例

第 者の 財 産の 没収手続等)

第三十二条 参加を許されていないときは、 動 に帰属する場合において 被告人以外の者 産及び動産以外の財産をいう。 第 十 条第十項各号に掲げる財産である債権等 (以下この条において 当該第三者が被告事件の手続への 没収の裁判をすることができな 第三十四条にお 第三者」 て同じ。

2

条第十項の規定により

地

上権

抵当権その他の第

第六章 刑事訴訟手続の特例

、営業秘密の秘匿決定等

第二十三条 第二十 項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる 意見を聴き、 かにされたくない旨の申出があるときは、 全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明ら 受けた弁護士から、当該事件に係る営業秘密を構成する情報の 者若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を)の罪に係る事件を取り扱う場合において、 一条第一項第一号、 裁判所は、 相当と認めるときは、 第二十一条第一 第二号及び第七号に係る部分に限る その範囲を定めて、 項の罪又は前条第 被告人又は弁護人の 当該事件の被害 当該事 項

2 \ \ 5 略

(新設

(新設)

六項の規定を準用する。 五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第第三十四条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十(刑事補償の特例)	(没収された債権等の処分等) とする。 ともののは、「不正競争防止法第八章」と読み替えるもの とうの規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規 とうの規定による。 とうの規定による。 とうのは、「不正競争防止法第八章」と読み替えるもの とうの規定は第二十一条第十 とうる。 とする。	三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。
(新 設)	新設)	

第八章

保全手続

第三十五条 (没収保全命令)

に係る被告事件に関し

裁判所は、 第一 一十一条第 同条第十項の規定により没収するこ 項、 第三項及び第四項 0

思料するに足りる相当な理由があり、 とができる財産 (以 下 「没収対象財産」という。 かつ、 当該財産を没収す に当たると

職権で、 るため必要があると認めるときは、 没収保全命令を発して、 当該財産につき、 検察官の請求により、 その処分を 又は

禁止することができる。

2 合において、 により、 するに足りる相当の理由があると認めるときは、検察官の請求 があると認めるとき、 る相当な理由がある場合であって当該財産を没収するため必要 分を禁止することができる。 産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場 裁判所は、 又は職権で、 地上権、 当該権利が没収により消滅すると思料するに足り 附帯保全命令を別に発して、当該権利の 又は当該権利が仮装のものであると思料 抵当権その他の権利がその上に存在する

3 きは、 府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。 (警察官たる司法警察員については、 裁判官は、 前二項に規定する処分をすることができる。 公訴が提起される前であっても、 前 一項に規定する理由及び必要があると認めると 国家公安委員会又は都道 検察官又は司法警察員 の請求によ

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定による処分につい 組織的 犯罪処罰法第四章第 節及び第三節の規定による

(新設)

(新 設)	罪に当たる場合に限る。)に関して、当該外国から、没収若しにおいて、当該行為が第二十一条第一項、第三項又は第四項のている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合第三十七条 外国の刑事事件(当該事件において犯されたとされ
(新 設)	(共助の実施) 際共助手続等 際共助手続等 の裁判の執行及び保全についての国
	追徴保全命令による処分の禁止の例による。 ては、組織的犯罪処罰法第四章第二節及び第三節の規定による 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分につい 項に規定する処分をすることができる。
	は、公訴が提起される前であっても、検察官の請求により、同2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があると認めるときができる。
	命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することと認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全り、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがある
(新 設)	いて、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合にお罪に係る被告事件に関し、同条第十二項の規定により追徴すべ第三十六条。裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第匹項の
	命令及び附帯保全命令による処分

はこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができる。 一 共助犯罪(共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。)に係る行為が日本国内をいう。以下この項において記されたとされている犯罪において犯されたとされている犯罪において犯されたとされている犯罪においてがある。

とき。

とき。
はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経た
二 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又

ことができる財産に当たるものでないとき。
れば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をするについては、共助犯罪に係る対産が日本国の法令によいのいては、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われ

に当たるものでないとき。 に当たるものでないとき。 に当たるものでないとき。 については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われ については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われ

めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責ると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有す没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を

れるとき。において自己の権利を主張することができなかったと認めら

り当該財産を没収するとすれば当該権利を存続させるべき場合 没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本国の法令によ に当たるときは、 地上権、 判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の 日本国内で行われたとした場合において第三十五条第一項又 れたと疑うに足りる相当な理由がないとき、 裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の 確定後の要請である場合を除き、 は前条第一項に規定する理由がないと認められるとき。 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国 抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る これを存続させるものとする。 共助犯罪に係る行為が行わ 又は当該行為が の裁

2

(追徴とみなす没収)

価額が当該財産の価額に相当する財産であって当該裁判を受け第三十八条第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、その

た者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請

いては、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみないては、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなにあっては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施につ

保全に係る共助の要請について準用する。 、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没収するための 、 前項の規定は、第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて

(要請国への共助の実施に係る財産等の譲与)

(新設

第三十九条 判の執行の 財産又はその価額に相当する金銭の譲与の要請があったときは 共助の要請をした外国から、当該共助の実施に係る 七条第 項に規定する没収又は追徴 確定裁

組織 的犯罪処罰法による共助等の 例

その全部又は

部を譲与することができる。

第四 共助及び前条の規定による譲与については 第六章の規定による共助及び譲与の例による。 前三 一条に定めるも ほ カン 第三十七 組織的犯罪処罰法 条の規定による

用しない。 行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、 第三条、 第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施 適

- 号に掲げる行為に該当するものを除く。) 第二条第 項第二号に掲げる行為に該当するもの (同項第
- もの 示をし、 の質、内容、 その広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその役務 第二条第一項第十四号に掲げる行為のうち、役務若しくは 又はその表示をして役務を提供する行為に該当する 用途若しくは数量について誤認させるような表

第一号に掲げる行為に該当するものを除く。) を継続する行為 ついては、 項第二号又は第十四号に掲げる行為に該当するもの 第十四 |条の規定は、この法律の施行前に開始した第二条| 適用しない。 (同 項

附 則

第三条 の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については 新法第三条、 第四条本文及び第五条の規定は、 この法律

適用しない。 項第二号に掲げる行為に該当するも

新法第二条第一

項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。

するもの な表示をし、 役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるよう くはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその 新法第二条第一項第十三号に掲げる行為のうち、 又はその表示をして役務を提供する行為に該当

第六条 する行為については、 法第二条第一項第二号又は第十三号に掲げる行為に該当するも (同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。 新法第十四条の規定は、この法律の施 適用しない。 行前に開始した新 を継続

		Γ
		+
		L

改 正 案	現行
一~三 (略) 第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。(輸出してはならない貨物)	一~三 (略) 第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。(輸出してはならない貨物)
ずる庁為(これらの身こ掲げるKE競争の区分こなごで司去第一号から第三号まで、第十一号又は第十二号(定義)に掲四「不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項	るテ為(これらの号こ掲げる下E競争の区分こなごで司去第第一号から第三号まで、第十号又は第十一号(定義)に掲げ四(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項
第十九条第一項第一号から第五号まで又は第八号(適用除外げる行為(これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法	十九条第一項第一号から第五号まで又は第七号(適用除外等る行為(これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第
等)に定める行為を除く。)を組成する物品)に定める行為を除く。)を組成する物品
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
(輸入してはならない貨物)	(輸入してはならない貨物)
一~九 (略) 第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。	一〜九 (略) 第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。
一号又は第十二号(主義)こ曷げるう為(これらり号こ曷げ十一不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十	
る不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第	\triangle
を組成する物品 五号まで又は第八号(適用除外等)に定める行為を除く。)	組成する物品 岩まで又は第七号(適用除外等)に定める行為を除く。)を
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)

項(同法第六十九条の二第一項第三号及び第四号に係る部分三 前二号に該当する者を除くほか、関税法第百八条の四第二一・二 (略) おらず、弁理士となる資格を有しない。 (欠格事由)	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改正案
項(同法第六十九条の二第一項第三号及び第四号に係る部分三 前二号に該当する者を除くほか、関税法第百八条の四第二一・二 (略) わらず、弁理士となる資格を有しない。 (欠格事由)	(定義) (定義) (定義) (定義) (に義) (に義) (に義) (に表) (に表) (に表) (に表) (に表) (に表) (に表) (に表	現

三項 号から第五号まで若しくは第七号(同法第十八条第一項に係 部分に限る。)若しくは第百十二条第一項 五項 条の四第二項に係る部分に限る。)若しくは第五項 作権法第百十九条から第百二十二条までの罪、半導体集積回 四第二項及び第百九条第二項に係る部分に限る。 第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第 を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 二条の罪又は不正競争防止法第二十一条第一 第百九条第二項 一十九条の二第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。) の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五 刑に処せられ、 (同法第六十九条の十一第一項第九号及び第十号に係る (同法第百九条第二項に係る部分に限る。) 若しくは第 以下この号において同じ。)、第三項 その (同法第六十九条の十一第一項第九号及び 第三項若しくは第四項の罪を犯 刑の執行を終わり、 又はその刑の (同法第百八条の 項、 (同法第百八)の罪、 第二項第 (同法第 罰金 著

三項 項 第 五項 項に係る部分を除く。)の罪を犯し、 二条の罪又は不正競争防止法第二十一条第一項若しくは第 路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五 作権法第百十九条から第百二十二条までの罪、半導体集積 四第二項及び第百九条第二項に係る部分に限る。)の罪、 部分に限る。)若しくは第百十二条第一項 六十九条の二第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。) 条の四第二項に係る部分に限る。)若しくは第五項 くなった日から三年を経過しない者 第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、 第百九条第二項 刑の執行を終わり、 る。 一号から第五号まで若しくは第七号(同法第十八条第 (同法第六十九条の十一第一項第九号及び第十号に係る (同法第百九条第二項に係る部分に限る。) 若しくは第 以下この 号において同じ。 (同法第六十九条の十一第一項第九号及び 又はその刑の執行を受けることが 罰金の (同法第百八条の 刑に処せられ (同法第百 (同法第 第 著

[~十 (略)

兀

了 十

略